

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2019年5月17日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 i F r e e S & P 5 0 0 インデックス

【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券の
金額】 10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年11月30日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項を、＜訂正後＞の内容に訂正・更新します。

第三部 【委託会社等の情報】

第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2018年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
株式会社SBI証券	48,323	
岡三オンライン証券株式会社	2,500	
岡三にいがた証券株式会社	852	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
GMOクリック証券株式会社	4,346	
静岡東海証券株式会社	600	
株式会社証券ジャパン	3,000	
第四証券株式会社	600	
高木証券株式会社	11,069	
西日本シティTT証券株式会社	3,000	
西村証券株式会社	500	
ほくほくTT証券株式会社	1,250	
松井証券株式会社	11,944	
マネックス証券株式会社	12,200	
むさし証券株式会社	5,000	
丸三証券株式会社	10,000	
楽天証券株式会社	7,495	

ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	46,773	
株式会社北九州銀行	10,000	
株式会社高知銀行	19,544	
株式会社静岡銀行	90,845	
株式会社清水銀行	8,670	
信金中央金庫	690,998	
株式会社中京銀行	31,844	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社徳島銀行	11,036	
株式会社富山第一銀行	10,182	
株式会社百五銀行	20,000	
みずほ信託銀行株式会社	247,369	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社武蔵野銀行	45,743	
株式会社もみじ銀行	10,000	
株式会社山口銀行	10,005	

(注1) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注2) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

委託会社は、西村証券株式会社の株式を50,000株所有しております。

委託会社は、丸三証券株式会社の株式を133,704株所有しております。

委託会社は、むさし証券株式会社の株式を41,500株所有しております。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。